

一時預かり事業について

- 1 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を対象に、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- 2 新制度では次の4つに分類される。

	実施場所	備考
(1) 幼稚園型	幼稚園 認定こども園（短時間児）	幼稚園等の在園児が対象。
(2) 一般型 （保育所型）	保育所 認定こども園（長時間児）等	
(3) 余裕活用型	保育所 認定こども園 小規模保育施設 等	平成26年度創設。 入所児童数が定員に達していない施設が行う事業。
(4) 訪問型	乳幼児の家庭	平成27年度創設。 事業者が乳幼児の家庭で行う事業

- 3 本市では、(1)幼稚園型及び(2)一般型（保育所型）を実施している。

- (1) 幼稚園型…預かり保育事業という名称で、次のとおり実施

公立	幼稚園11園（16時まで）、こども園3園（17時まで）
私立	幼稚園 3園（17時まで）、2園（17時30分まで）

- (2) 一般型（保育所型）…一時保育事業という名称で、次のとおり実施

公立	保育所2所、こども園2園（ともに17時まで）
私立	保育園2園（16時30分まで）

- 4 一時預かり事業の「量の見込み」においては、次のとおりに算出することとされている。

算出上の名称	対応する預かり事業の類型
幼稚園在園児による利用	(1)幼稚園型
幼稚園在園児以外による利用（※）	(2)一般型（保育所型） (3)余裕活用型 (4)訪問型

※ 幼稚園在園時以外のための一時預かり事業の「量の見込み」は、次の2事業と合わせて算出することとされている。

- ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学前児童を対象としたもので、病児・病後児の預かりや早朝夜間等の緊急時対応以外のもの
- 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）